

指定短期入所生活介護（併設型・空床型）

ショートステイ特養たまゆら

運 営 規 程

社会福祉法人 アムノスの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アムノスの会が設置する「ショートステイ特養たまゆら」において実施する指定短期入所生活介護事業（併設型・空床型）（以下「当事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 要支援及び要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

(指定事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う指定事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ特養たまゆら
- (2) 所在地 長野県飯田市北方3354番地1

(職員の職種及び員数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 医 師 1人（非常勤）
- (2) 生活相談員 1人（常勤兼務）
- (3) 看護職員 1人以上（常勤）
- (4) 介護職員 4人以上（常勤・非常勤）
- (4) 機能訓練指導員 1人（看護職員兼務）
- (5) 栄養士 1人（非常勤）
- (6) 調理職員 委託業者
- (7) 事務職員 1人（非常勤）

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員は、主として利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、他の従業者と共同して短期入所生活介護計画の作成、市町村・居宅介護支援事業所及び他のサービス事業所との連絡調整等の業務に従事する。
- (2) 看護職員は、主として利用者の身体の状況を的確に把握するなど、健康管理等の業務に従事する。

- (3) 介護職員は、主として利用者の日常生活の世話（食事、入浴、排泄、整容等）の業務に従事する。
- (4) 機能訓練指導員は、主として利用者の日常生活上の機能訓練の業務に従事する。
- (5) 栄養士は、主として利用者の栄養管理、食事の献立作成、栄養量の計算、給食記録、食品管理等の業務に従事する。
- (6) 調理職員は、栄養士の指導のもとに食事の調理を行う。
- (7) 事務職員は、運営に関する庶務的な業務に従事する。

(利用定員)

第6条 当事業所の併設型の利用定員は9名とする。ただし、本体特別養護老人ホームで空床が生じた際には、そのベッドも当該短期入所生活介護のベッドとして扱うことがあるものとする。

(利用期間)

第7条 当事業所の利用期間は、利用者又は申込者の同意を得て決定する。

(当事業所のサービス内容)

第8条 当事業所のサービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と、日常生活の充実に資するよう適切な処理をもって、次のようなサービスを行うものとする。

- (1) 利用者の日常生活援助に関すること。
- (2) 利用者の機能訓練に関すること。
- (3) 利用者の健康管理・栄養管理に関すること。
- (4) 利用者の家族の相談、助言に関すること。

(利用料)

第9条 当事業所が提供するサービス利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準の額とする。ただし、法定代理受領サービスの場合は、その定められた割合とする。・・別表1
2 介護保険の給付対象とならない次の各号に定めるサービスについては、別表2の金額を利用者が負担するものとする。

- (1) 食費（材料費＋調理費）
- (2) 滞在費
- (3) 通常の事業実施地域外への送迎（実施地域を超えてから1キロメートル×30円）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要とするもので、その利用者が負担することが適当と認められるものの実費

(事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施区域は、飯田市（南信濃・上村を除く）、高森町、松川町、豊

丘村、喬木村、阿智村とする。

2 前項にかかわらず、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(日課への協力)

第11条 日課は（介護予防）短期入所生活介護計画にもとづき利用者に説明し同意のもとに実施されるが、利用者は、自身の計画達成に向けて日課へ協力するとともに、他の利用者等との相互の親睦を図るものとする。

(生活上の遵守事項)

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、設備、備品等を損傷しないこと。
- (2) 職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。
- (3) 定められた喫煙場所以外での喫煙を行わないこと。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失によって施設、設備、備品等に損害を与え、あるいは無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に回復する責任を負うものとする。

(苦情受付窓口の設置)

第14条 当事業所は、提供したサービスに関しての利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口と解決機関を設置する。

- (1) 生活相談員による日常的苦情相談受付窓口を設置する。
- (2) 苦情対策委員会を設置する。委員会は、管理者、生活相談員、看護職員、主任介護職員を以って構成する。

(緊急時における対応方法)

第15条 （介護予防）短期入所生活介護のサービスを行っている時に、利用者の心身の状況の異変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ届けられている連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、主治医及び協力病院又は嘱託医師に連絡するなど、適切な措置を講じるものとする。

(災害対策)

第16条 管理者は、災害防止のため、次の事項について適切な措置を講じておくこととする。

- (1) 災害発生に際しての避難すべき場所を予め定めておくこと。

- (2) 災害発生時の避難、救出等の訓練を消防機関の協力を得て随時行うこと。
- (3) 消火、避難及び警報の設備並びに火災発生の恐れのある箇所を常に点検すること。
- (4) 災害の際の避難、救出及び消火の役割を予め定め掲示すること。

(防火管理者)

第17条 防火管理者は、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、消防機関に届け出るとともに、消火、避難、救出訓練を年2回以上実施する。

(虐待の防止のための措置)

第18条 当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待のお防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(衛生管理)

第19条 利用者等の使用する食器その他の設備、又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講じるとともに、介護器具及び医療器具等の管理を適正に講じるものとする。

(秘密保持等)

第20条 事業者及び事業所に勤務する職員は、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密事項を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、職員を退職した後も同様とする。

(研修)

第21条 当事業所は、(介護予防)短期入所生活介護職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回以上、随時

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、運営管理に必要な事項は、事業者と管理者が協議して定める。

[附則]

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 2月16日から施行する。

この規定は、令和 5年 7月 1日から施行する。